

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第1区分

【発行日】平成27年1月15日(2015.1.15)

【公表番号】特表2014-502353(P2014-502353A)

【公表日】平成26年1月30日(2014.1.30)

【年通号数】公開・登録公報2014-005

【出願番号】特願2013-540369(P2013-540369)

【国際特許分類】

G 0 1 N 1/28 (2006.01)

G 0 1 N 1/10 (2006.01)

C 1 2 M 1/00 (2006.01)

【F I】

G 0 1 N 1/28 J

G 0 1 N 1/10 N

C 1 2 M 1/00 A

【手続補正書】

【提出日】平成26年11月20日(2014.11.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1のコンテナ(12)と、該第1のコンテナを包囲する第2のコンテナ(14)とを備え、前記第1のコンテナ(12)及び前記第2のコンテナ(14)が、前記第1のコンテナ(12)と前記第2のコンテナ(14)との間に形成された収集チャンバ(16)が第1のより小さい容積を有する保存位置と、前記収集チャンバ(16)が前記第1の容積とは異なる第2のより大きい容積を有する、前記保存位置とは異なる分析位置へと互いに相対的に移動可能である、サンプリングツール(50)で採取したサンプル、好ましくは生物材料を含むサンプルを保存及び処理するためのサンプルコンテナ(10)であって、

固定手段(66)が前記第1のコンテナ(12)上に設けられ、前記固定手段を少なくとも前記分析位置で、前記第2のコンテナ(14)上に設けられた相手側固定手段(68)と形状適合の固定係合状態にすることが可能であることにより、前記2つのコンテナ(12、14)の相対運動が前記分析位置からの少なくとも1つの相対運動方向、好ましくは前記保存位置に向かう方向、特に好ましくは前記保存位置から離れる方向で少なくともより困難になり、且つ/又はロック手段が前記第1のコンテナ(12)上に設けられ、前記ロック手段を少なくとも前記保存位置で、前記第2のコンテナ(14)上に設けられた相手側ロック手段と形状適合のロック係合状態にすることが可能であることにより、前記2つのコンテナ(12、14)の相対運動が前記保存位置からの少なくとも1つの相対運動方向、好ましくは前記分析位置に向かう方向、特に好ましくは前記分析位置から離れる方向で少なくともより困難になり、

前記第1のコンテナ(12)及び第2のコンテナ(14)が、前記保存位置と前記分析位置との間の第1の相対運動経路に沿って互いに相対的に移動し、

前記保存位置と前記分析位置とから選択された少なくとも1つの位置、好ましくは少なくとも前記分析位置、特に好ましくは両方の位置で、前記固定係合及び/又は前記ロック係合を解放するために前記第1のコンテナ(12)及び前記第2のコンテナ(14)が、前記第1の相対運動経路とは異なる第2の相対運動経路に沿って互いに移動することを特

徴とするサンプルコンテナ。

【請求項 2】

前記固定手段が前記ロック手段であり、且つ / 又は前記相手側固定手段が前記相手側ロック手段であることを特徴とする請求項 1 に記載のサンプルコンテナ。

【請求項 3】

前記固定係合及び / 又はロック係合がラッチ係合であり、好ましくはオーバーライド可能なラッチ係合であることを特徴とする請求項 1 又は 2 に記載のサンプルコンテナ。

【請求項 4】

前記第 1 のコンテナ (1 2) 及び前記第 2 のコンテナ (1 4) が、共通のコンテナ軸 (A) に沿って延びると共に、前記保存位置と前記分析位置との間の前記第 1 の相対運動経路としての共通のコンテナ軸 (A) に沿って互いに相対運動することを特徴とする請求項 1 から 3 のいずれか一項に記載のサンプルコンテナ。

【請求項 5】

前記第 1 のコンテナ (1 2) 及び前記第 2 のコンテナ (1 4) が、前記固定係合及び / 又は前記ロック係合を解放するために、前記第 2 の相対運動経路として前記コンテナ軸 (A) を中心に周方向 (U) に互いに対して回転可能であることを特徴とする請求項 4 に記載のサンプルコンテナ。

【請求項 6】

突起 (6 6) が前記第 1 のコンテナ (1 2) 及び第 2 の (1 4) から選択された 1 つのコンテナ上に設けられ、好ましくはそれぞれの他方のコンテナの方向に、及び他方のコンテナから離れる方向に弾性的にコンテナ上に設けられ、特に好ましくは前記保存位置と前記分析位置との間でそれぞれの他方のコンテナの方向に予張力がかけられるように設けられると共に、前記突起 (6 6) にラッチ係合する少なくとも 1 つの第 1 のラッチ凹部 (6 8) が、それぞれの他方のコンテナ上の、前記分析位置と前記保存位置とから選択された相対位置に関連する第 1 のラッチ位置に設けられ、好ましくは、前記突起とラッチ係合するための第 2 のラッチ凹部が、それぞれの他方のコンテナ上の、前記それぞれの他方の相対位置に関連し、前記第 1 のラッチ位置から前記第 1 の相対運動経路の方向に離れた第 2 のラッチ位置に設けられることを特徴とする請求項 1 から 5 のいずれか一項に記載のサンプルコンテナ。

【請求項 7】

前記第 1 のコンテナ上に相対運動案内手段を設け、該案内手段が、前記保存位置と前記分析位置との間の前記第 1 の相対運動経路に沿って前記第 1 のコンテナ及び前記第 2 のコンテナの相対運動を案内するために前記第 2 のコンテナ上に設けられた相手側の相対運動案内手段と相互作用することを特徴とする請求項 5 を考慮に入れた請求項 1 から 6 のいずれか一項に記載のサンプルコンテナ。

【請求項 8】

前記相対運動案内手段が前記固定手段及び / 又は前記ロック手段であるか、又は前記相手側相対運動案内手段が前記相手側固定手段及び / 又は前記相手側ロック手段であることを特徴とする請求項 7 に記載のサンプルコンテナ。

【請求項 9】

前記第 1 のコンテナと前記第 2 のコンテナとから選択された 1 つのコンテナ上に少なくとも 1 つの突起を設け、該突起が前記それぞれの他方のコンテナ上の前記第 1 の相対運動経路に沿って延びる縦溝部に係合し、好ましくはこれを貫通し、前記縦溝部が、前記分析位置と前記保存位置とから選択された相対位置に関連する第 1 のラッチ位置に少なくとも 1 つの第 1 のラッチラグ構成を備え、且つ前記縦溝部が好ましくは、前記それぞれの他方の相対位置に関連し、前記第 1 のラッチ位置から第 1 の相対運動経路の方向に離れている第 2 のラッチ位置に第 2 のラッチラグ構成を備えることを特徴とする請求項 7 又は 8 に記載のサンプルコンテナ。

【請求項 10】

前記第 1 のコンテナ (1 2) 及び第 2 のコンテナ (1 4) が各々、コンテナ開口部 (4

6)を設け、好ましくは該開口部が、コンテナ軸(A)に沿って延びるコンテナ(12、14)が前記それぞれのコンテナ(12、14)の同じ軸端側(22、30)に位置する場合は、第1のコンテナ(12)及び第2のコンテナ(14)の対応する側に設けられることを特徴とする請求項1から9のいずれか一項に記載のサンプルコンテナ。

【請求項11】

前記第1のコンテナ(12)が、前記分析位置及び前記保存位置から選択された少なくとも1つの相対位置で、好ましくは両方の相対位置で前記第2のコンテナ(14)の前記コンテナ開口部(46)を通過することを特徴とする請求項10に記載のサンプルコンテナ。

【請求項12】

前記サンプルコンテナ(10)に嵌め込まれると前記少なくとも第1のコンテナ(12)の、好ましくは両方のコンテナ(12、14)の前記コンテナ開口部を覆う取り外し可能な蓋(18)を備えることを特徴とする請求項10又は11に記載のサンプルコンテナ。

【請求項13】

前記サンプリングツール(50)が、好ましくは前記蓋(18)に対して移動するように前記蓋(18)の上に備えられることを特徴とする請求項12に記載のサンプルコンテナ。

【請求項14】

前記サンプリングツール(50)が、スティック(52)とサンプルキャリア(56)とを取り外し可能に備え、該サンプルキャリアは、好ましくは前記蓋(18)が前記サンプルキャリア(10)に取り付けられると、前記第1のコンテナ(12)に挿入される前記スティック(52)の縦端部に備えられることを特徴とする請求項13に記載のサンプルコンテナ。

【請求項15】

前記蓋(18)が剥離形状(58)を有し、前記サンプリングツール(50)が前記蓋(18)に取り付けられると、前記剥離形状(58)に対する前記スティック(52)の相対運動を可能にするが、前記サンプルキャリア(56)の相対運動は不能であるようにし、前記剥離形状(58)が好ましくは、これを通過する前記スティック(52)を有することを特徴とする請求項14に記載のサンプルコンテナ。

【請求項16】

前記蓋(18)に開口部を備え、前記サンプリングツール(50)が前記蓋(18)上に備えられると該サンプリングツール(50)が通過する開口部を閉鎖可能なストッパを備え、該ストッパが好ましくは前記蓋(18)上に係留されることを特徴とする請求項13から15のいずれか一項に記載のサンプルコンテナ。

【請求項17】

前記蓋(18)及び/又は前記第1のコンテナ(12)及び/又は前記第2のコンテナ(14)が、ツールが係合するように構成されたツール係合形状(26、34)を備えることを特徴とする請求項1から16のいずれか一項に記載のサンプルコンテナ。

【請求項18】

前記ツール係合形状(26、34)が前記蓋(18)及び/又はこれが備えられているコンテナ(12、14)の前記壁を通過しないことを特徴とする請求項17に記載のサンプルコンテナ。